

## 特別講演 1

## 我が国の保険薬局を巡る今後の課題

武田 俊彦(厚生労働省 政策統括官参事官・社会保障担当参事官室長)

我が国の医療費は高齢化や医療の高度化等に伴い、経済の伸びを上回る速度で増加が続いている状況にある。中でも、調剤医療費を見ると、医療費全体の伸びを大きく上回る伸びで増加が続いている。この伸びは、医薬分業の進展による処方箋の増加が最大の要因と考えられるが、調剤医療費が大きくなるとともに、医薬分業を進めるそもそもの意義、元々期待していた効果、さらには薬局そのものの果たすべき役割などについても、これを問い直す動きが増えていくのではないかと。

そもそも、医薬分業にはメリットもあるが、デメリットもある。患者にとっては、医療機関の受診に加え、薬局への処方箋の提示と二度手間になり、場合によっては時間がかかってしまう。また、非分業に比べれば医療機関と薬局の双方に技術料が算定されることなどから、医療費が余計にかかることは否定できない。このようなデメリットがあっても医薬分業の推進を続けるということは、これを上回る強いメリットがあることが前提になるのだが、現実の薬局の意識はどのような現状なのか。

分業を進める意味は、医師にとっては、手持ちの薬剤に縛られない自由な処方が可能であるとか、医師からは独立した薬剤師が処方をチェックできること、複数の処方を1か所で調剤できれば重複投与、相互作用のチェックが可能であること、などが考えられる。これがどのような現状にあるのか。

また、最近では、さらに新たな役割が期待されている。一つは、後発品の使用促進であり、もうひとつは在宅医療への貢献である。いずれも決して容易な課題ではないが、医療保険制度全体にとって、極めて重要と考えられる。

後発医薬品の使用促進については、薬局の役割は非常に大きいものと考えられる。一つは、患者との対話である。説明義務が負担だという声が多いが、薬剤師が患者と対話することで評価がされるのは、意義があるのではないかと。二つ目は、患者の側に立った処方変更が可能になったことである。処方されている医薬品と同一成分の医薬品への処方変更がまず認められ、次に剤形の変更まで可能になった。三つ目に、薬剤師の権利とともに義務も大きくなったことである。責任をもって調剤業務に取り組むことが重要となる。

薬局経営という観点からもいくつかの課題がある。一つは流通改善への取り組みである。医薬分業のメリットとして考えられたものに、薬価差の是正という大きな問題がある。これによる薬剤の適正使用が進むことが期待された。しかし、今、現場においては、長期未妥結や医薬品の価値を考えない価格交渉という問題が起きている。もうひとつは面分業への展開である。門前分業から面分業と言うことが言われて久しいが、門前薬局が主体である状況は変わっていない。医薬分業のメリットの一つとして、複数の処方箋を1か所の薬局がチェック出来ると、いうものが考えられていた。しかし、医療機関ごとに利用する薬局が異なれば、チェックが難しい。最近、薬局のチェーン化が進んでいるが、同じ経営者の薬局同士でも、相互チェックをせず、問題事例が見逃されていることをどう考えるか。

在宅医療への関与については、休日夜間のニーズへの対応、患者宅へのものの配送(医薬品もあれば医療材料もある)、飲み残しの管理、などの業務もある。今後期待される分野である。

このように、患者のニーズに対応した役割という観点、医療保険制度を将来ともに健全に運営していくという観点からも、薬局がその本来期待されている機能を踏まえ、十分な役割を発揮して行くことが期待されている。

## 略歴

現職	厚生労働省 政策統括官参事官・社会保障担当参事官室長
昭和58年	東京大学法学部卒
同年	厚生省入省
平成13年	厚生労働省医政局企画官
平成14年	同省 保険局医療課保険医療企画調査室長
平成16年	社会保険庁運営部医療保険課長
平成18年	厚生労働省医政局経済課長
平成20年	同省 保険局国民健康保険課長
平成21年	同省 医政局政策医療課長
平成22年	同省 保険局総務課長
平成23年	同省 政策統括官参事官・社会保障担当参事官室長 (現職)